

緊急事態宣言下における県管理の河川、ダム、海岸、港湾等の親水施設での対応

1 対応の内容

- (1) 注意喚起看板を設置(①飲食自粛、②飲酒禁止、③身体的距離の確保)【90 施設】(継続)
 (2) 占使用許可を受けて公園等を設置する市町等に対して同等の措置を協力要請(継続)

2 対応状況

県民局・センター	主 な 施 設(市町の占用施設を含む)
神戸	住吉川、都賀川※、生田川など
阪神南	武庫川、夙川、芦屋川、御前浜・香櫨園浜、甲子園浜海浜公園など
阪神北	武庫川、逆瀬川砂防モニュメント、青野ダム周辺公園など
東播磨	曇川、水田川、江井ヶ島緑地、高砂海浜公園など
北播磨	東条川、手前川、三谷谷川、轟谷川など
中播磨	越知川、なぎさ公園、福泊マリンベルトなど
西播磨	千種川、鞍居川、坂越ふるさと海岸など
但馬	与布土ダム、気比海岸、浜坂県民サンビーチなど
丹波	川代公園、氷上さくら公園など
淡路	諭鶴羽ダム、淡路交流の翼港、多賀海岸、慶野松原海岸、など

※都賀川では、県・市・警察による合同河川パトロールにおいて、バーベキューや外飲みの自粛呼びかけなど感染拡大防止のための啓発を実施(5/2、5/15、5/23、5/29(予定))